

季刊誌 ASU NET

2015 春
No.5

CONTENTS

- | | | |
|----|--|-------|
| 1 | 働き方の明日はどっちだ！？～労働相談の現場から
【5】マタニティーハラスメント | 北出 茂 |
| 3 | 労働相談ダイヤル（わかもの労働相談） | |
| 4 | 「大阪都」構想は住民にとって百害あって一利なし！ | 大口耕吉郎 |
| 6 | 就職と転職のリアル【3】～求人票と面接～ | 河内ヒロ子 |
| 8 | 心に移りゆくよしなしごと【5】 | 健康法師 |
| 10 | バーディング入門② | 森岡孝二 |
| 12 | ストップ！エグゼンプション2.25緊急集会 | 柏原英人 |
| 14 | 3.13過労死防止大阪センター結成総会 | 柏原英人 |
| 16 | 労働時間研究会の紹介 | 高田好章 |
| 18 | 編集後記 | |

編集：

NPO法人 働き方ASU-NET

目 次

▼働き方の明日はどっちだ！？～労働相談の現場から【5】	
マタニティーハラスメント	北出 茂 (1)
▼労働相談ダイヤル（わかもの労働相談）について	(3)
▼「大阪都」構想は住民にとって百害あって一利なし！	大口耕吉郎 (4)
▼就職と転職のリアル【3】～求人票と面接～	河内ヒロ子 (6)
▼心に移りゆくよしなしごと【5】	健康法師 (8)
▼バーディング入門②	森岡 孝二 (10)
▼ストップ！エグゼンプション2.25緊急集会	柏原 英人 (12)
▼3.13過労死防止大阪センター結成総会	柏原 英人 (14)
▼労働時間研究会の紹介	高田 好章 (16)
▼編集後記	(18)

働き方の明日はどっちだ！？労働相談の現場から【5】

「マタニティーハラスメント」

北出 茂

その労働相談は、一本の電話から始まった。女性相談者の声は、ひどく震えていた。

声が真剣で、追いつめられている様子が、受話器越しにもありありと伝わってきた。

相談者は30歳の女性。妊娠したことを会社へ報告したら、毎週のように別室に呼び出しを受けて、執拗に退職することを勧められているという。

子どもが生まれると何かと物入りになる。これから、子どもを育てるのにお金がかかるのに、今、自分が退職するわけにはいかない。

彼女は、「妊娠・出産をきっかけとした退社」の勧奨に、人一倍の恐

怖を覚えていた。

差し支えない範囲で書かせていただくと、旦那さんがメンタルヘルスを患って会社を退職した後、現在も就職したり失業したり（まあ、非正規労働者の大方はそうなのだが）の「半失業・半就業」の状態にあるという。現在、家計を支えているのは、正社員（事務職）である自分の給料なのだという。

自分が働かないと子どもを育てていけない。生活が成り立たない。何が何でも自分が退職するわけにはいかない。そう、彼女は切々と繰り返した。

昔から、寿退社や妊娠出産による退社と言うのはよくあったと思う。

だがそれは、専業主婦となることを前提としたものであり、旦那さんに一家を支えるだけの経済力があることを前提としていたように思う。

今や、時代は変わった。非正規労働者が2000万人を超えた中、夫が非正規で、妻が正社員というケースも増えているはずだ。働く人は、みな、それぞれ様々な事情を抱えている。それなのに、安易に退職勧奨をする風潮は止まない。そんな風潮に腹が立った。何としても、彼女を助けてあげたいと思った。

なるべく働き続けたい、という彼女に自分を守る法的な権利についてレクチャーをした。

産前6週間、産後8週間の「産前産後休業」の制度が権利として認められていることを教えた（労働基準法65条）。解雇制限（労働基準法第19条）や、出産手当金として、休業1日につき標準報酬日額の3分の2相当額が支給される（健康保険法）ことも教えた。

出産後戻ることになる会社となるべく揉めたくない、という彼女に交渉の仕方と心構えについて伝えた。

専門機関に相談していることを伝えて、毅然として、退職する意思がないことを伝えるようにとアドバイスをした。そして、もし、それでも退職強要をしてくるようであれば、それは違法なのでこちらとしても対抗せざるをえない、と柔らかくしかし毅然と告げるように、と。

こちらには、窓口交渉や団体交渉という手段がある。裁判に訴えることだってできる。どこまでも応援するといつて彼女を励ました。

それから後、彼女は「無事に、産前産後休業をとることが出来ました」と連絡をくれた。

そして、さらに後、

「無事、元気な女の子がうまれました。ありがとうございます。」

生命の誕生。元気な赤ちゃんと子宝を抱く母親。幸せに包まれた家族の姿を想像した。

なぜだか急に、目の前の風景が、にじんだ。

その赤ちゃんは、自分が生まれる際に、母親が退職を勧奨されたことなど知らないで、きつとスクスクと大きくなるのだろう。

母親が、涙ながらに労働相談の電話をかけてきたことなど、もしかすれば、一生知ることなく、大人になるのかもしれない。

親は、子どもに心配をかけまいとする。自分たちの苦勞を、子どもに見せまいとする。

子どもは、しよせんは、親の「見える部分」を見ているにすぎない。

本当の意味で、親の苦勞や、親のありがたさがわかるのは、自分が親になるか、ある程度の社会経験を積んでからなのだと思う。

子どもを産み育てるという、古来からのいわば「当たり前」の営みが、その時になってはじめて、「当たり前」のことが「当たり前」でない社会において、どれだけ大変かという

ことに気づかされる。

その後も、彼女は、復職も、無事、果たすことができた。今のところ、問題なく働いているそうである。

彼女は、何度もお礼を言い、あの時、アドバイスをもらい、励ましてくれていなかったら、心が折れていたかも知れなかったと語った。

お腹に新たな生命を宿しながら、旦那はメンタルヘルスで非正規。自分は退職勧奨を毎週のように受け続ける。どんなに心細かっただろう。

(この職場には)「妊娠して残ったやつ(退職しなかった労働者)などいない」と言われ、そんな職場で相談できる人もいずに、不安に悩まされ、孤独と闘っていたのだ。

人の間と書いて人間(ニンゲン)と読む。人間の運命なんて、その時、どんな出会いやつながりがあるかによつて、大きく変わっていくものなのだと思う。

一人の女性労働者が、妊娠・出産後も、働き続けることが出来た。そ



んなさやかなことが、私たちの喜びである。私たちが出来るのは、些細なことかもしれないが、よりよい働き方の一助となることができれば幸せに堪えない。

これからも、ささやかではあるが、私たちは労働相談活動が続けていく。

(地域労組おおさか青年部書記長)

(働き方ASUNET理事)

労働相談ダイヤル (わかもの労働相談)

NPO法人「働き方ASU - NET」では、わかもの労働相談を実施し、随時、メール、電話、FAXでの労働相談を受け付けています。相談メールをいただいてから、原則48時間以内に、専門の相談員が回答をいたします。平日の電話相談では概略をお伺いいたします。

さらに、土曜日を集中相談日にあて、(折り返しを含めた)電話相談・面談による労働相談を受け付けています。専門の相談員が対応をいたします。お気軽にご相談ください。

<平日>

【電話相談】 10:30 ~ 17:00 TEL 06-6809-4926

<土曜>

【電話相談】 10:30 ~ 13:00 TEL 06-6809-4926

【面談相談】 14:00 ~ (要予約)

…面談の時間帯にも電話による相談も受け付けています

〒530-0047

大阪市北区西天満4丁目4-18 梅ヶ枝中央ビル7階

「大阪都」構想は住民にとって

百害あって一利なし！

大口 耕吉郎

(1) 「大阪都」構想は住民犠牲の
「大阪市廃止・くらし破壊」構想

5月17日に「大阪都」構想を問う住民投票が行なわれます。「大阪都」構想とは、大阪市を潰(つぶ)すための構想です。大阪廃止後、現在ある24行政区を5つの「特別区」に分割されます。

市長は「二重行政を解消すれば4000億円が浮く」いつていますが、それどころか大阪市を潰し、現在の区役所を分割し、24行政区を5つの「特別区」にすると、膨大な費用がかかります。新庁舎建設、ビルの家賃などに約600億円かかり、今後30年間の維持・管理費は毎年20億円

が必要になります。その総額は1200億円です。

では「大阪都」構想の目的は何でしょうか？ それは、①大阪市後は指揮官を大阪府知事だけにする、②大阪市の財源と権限を大阪府が取り上げる、③大阪市の施設・公共交通などを売りとし、なんでも民営化する、④大阪府は大阪市から取り上げた財源を大型開発やカジノ構想にまわす。その総額は1兆5000億円！ 以上の4点です。

(2) どのようにして大阪市が潰されるか

大阪市の税収は約6300億円

(2012年度)あります。大阪市廃止後は、このうち4600億円が大阪府に吸い上げられます。また大阪市の予算8400億円のうち2300億円も大阪府に持って行かれます。さらに大阪府は政令市なので、国から地方(ちほう)交付税(こうふぜい)など約1400億円が入ってきますが、これも大阪府に吸い上げられます。

大阪市廃止後の「特別区」は、大阪府から調整(ちようせい)交付(こふ)金(きん)を貰うのですが、現在の橋下・維新会の大阪府政は大型開発とカジノ施設づくりを主な目標にしており、これまで通りのおカネを「特別区」に交付しないでしょう。したがって「特別区」は発足当初から苦しい運営を余儀(よぎ)なくされます。このシワ寄せは住民が蒙(こうむ)ることになります。

(3) 住民の暮らしはどうなるか？

大阪市廃止後、国民健康保険（以下・国保）や介護保険は5つの「特別区」で作る「一部事務組合」が運営します。大阪市は一般会計から国保会計に176億円を繰り入れ、保険料値上げを押さえています。

「一部事務組合」に移ると、この繰り入れはなくなります。そうなる等国保料は1人あたり年間約2万3000円の値上げになり、4人家族で約10万円の負担となります。現在、保険料の滞納は加入世帯比24%です。「一部事務組合」になると滞納が増え、財産調査や財産差し押さえはさらに厳しくなるでしょう。

「一部事務組合」というのは守口市・門真市・四條畷市でつくる介護保険の「くすのき広域連合」と同じ広域連合です。広域連合には保険料の独自（どくじ）減免（げんめん）がありません。したがって国保料や介護保険料の減免制度がなくなります。

大阪市の介護保険料は1人月額6758円です（政令市の中で一番高

い）。ただし住民運動によって、かなり良い保険料の減免制度があります。年収150万円以下の人の場合、年間保険料は5万3073円ですが、減免すれば2万6540円に減額されます。「一部事務組合」になると、これがなくなります。

生活保護は、大阪市廃止後は「特別区」が行ないます。大阪市の生活保護予算は約2900億円です。このうち75%が国の負担です。大阪市の負担は25%の725億円です。ただし大阪市の政令市なので国から地方交付金が入り、実質負担は約150億円です。ところが「特別区」は政令市ではなくなり、これまで約150億円だった負担が725億円になります。そうすると「特別区」での生活保護行政は財政が苦しくなり、申請権侵害や実態を無視した保護の打ち切りが増加するでしょう。

（4）結論

大阪は沖縄に次ぐ貧困の状況が深刻な地域です。失業率や不健康に状態は全国でトップです。こうしたなかで、大阪市の潰されたあと、当初から苦しい財政で事業を行う「特別区」では、国民生活のセーフティネットが壊され、餓死者や自殺者がどんどんふえるでしょう。「大阪都」構想は市民の命をないがしろにする「大阪市廃止・くらし破壊」構想です。百害あって一利なしです。こんな構想は困ると言う大阪市内の有権者は、投票所に行つて「反対」と書かねばなりません。繰り返しますが、「賛成」が1票でも多ければ、歴史と伝統の街、大阪は潰れてなくなります。

2015年4月27日脱稿

（全大阪生活と健康を守る会会長）

（働き方ASUNET理事）

※編集の都合で投票日に発行が間に合いませんでした。お詫び申し上げます。（編集部）

就職と転職のリアル【3】

求人票と面接

河内 ヒロ子

求人票に書かれていることを信じてはいけません。これは私が三回の転職を経験して、ようやく気付けたことです。

当たり前のことですが、求人票には良いことしか書かれていません。人を集めるために会社側が作っているものなので、都合の悪いことは意図的に全て排除されています。なので、求人票を見て応募をしても、面接に行くと全くイメージと違うということが良くあります。ひどい時は求人票と真逆のことを言われたりもします。これでは、すぐに会社を辞めてしまう人が後を絶たないのも当然だと思われます。もちろん、思い描いていたイメージと一〇〇%一致することなどないとは思いますが、た

だ、中には本当に悪質で詐欺まがいの求人票もあるのです。また、どの求人票も何かしら不都合な部分を隠しているのは間違いありません。私がいざ実際に面接を受けてみて、一番ひどいと思った企業を紹介します。

〇社は接客関係の仕事で求職をしており、求人票に『残業は忙しくても月に一〇時間程度と少なめ。』とありました。ところが、面接では定時に上がれることはまずないと言われます。また、『就業時間は二〇時まで』と求人票には書かれていましたが、面接で話を聞くと二〇時までは就業時間ではなく営業時間だということになります。お客様相手なのでいつ帰れるかは分からない。お客様が帰った後にレジの清算作業

があるので、帰りは遅くなるけど大丈夫か、と聞かれました。私はビックリしました。求人票に書いてあることは何だったのか。なぜこの人たちは嘘をついておきながら、こんなにも堂々としていられるのだろうかと。本当に不思議でしかたありませんでした。

レジの清算や、そのほかの閉めの作業に一時間はかかるとして、残業は月二〇時間を超えるはずです。『残業は忙しくても月に一〇時間程度』というのは、まずありえないでしょう。残業と認められるのが月に一〇時間までということなのでしょう。

求人票に書かれている『休日休暇月8日』『有給休暇取得率一〇〇%』（日数は不明）が本当だとして、有給を年20日取ったとしても残業時間は月平均20・75時間です。〇社は早番と遅番のあるシフト制なので、仮に早番は開めの作業がないため定時で上がるとします。早番の

日がシフトの半分あつてようやく、残業時間は月平均10・37時間となります。(計算は一年を365日、一年の休日を月8日×12カ月+20日としておこなっております。)

また、ネットのロコミサイトでは『残業：20時間は当たり前。多い時は40時間超え』といった書き込みが見られました。『残業は忙しくて月に一〇時間程度と少なめ。』という記述とは程遠い労働環境だと思われまふ。もちろん、そのロコミが信用できるものかどうかはわかりません。しかし、前職の二つの会社のロコミを見る限り、全くのでたらめが書かれているとも思えませんでした。なぜなら、そこにはリアルな労働環境や会社の雰囲気など、そこで働いたことのある人にしか書けないロコミしかなかったからです。

そして、これは〇社に限ったことではないのですが、転職の面接では必ず前職のことを聞かれます。労働時間、休日の日数、中には残業代が

出ていたのかどうかを言及してくる会社までありました。「ウチは残業代出ないから。」とストレートに宣言されることも少なくありません。なるべく長時間、休みなく、安く働いてくれる人材が欲しい。面接ではそんな企業の本音が見えるようです。労働者のことは利益を生み出すためのただの道具。そう思っているのは程度の差こそあれ、どこも同じなのでしょう。

やっかいなことに、劣悪な労働環境の会社ほど人手不足なので、新しい人材を常に必要としています。そのため、ブラック企業の求人は減ることがなく、その求人票はどんどん言葉巧みになっていきます。このような状況でまともな会社を見つけるのは本当に難しい。誰がブラック企業の餌食になってもおかしくないのです。

実際にブラック企業で働くと、会社にとつて都合のいい考えばかり押しつけられ、正常な判断がで

なくなつてしまいがちです。でも、これだけは覚えておいてほしい。無理な働き方をすれば誰でも病気になる。取り返しのつかないことになることもあります。もうイヤだと思つたら、今すぐにその場から逃げたつていいんです。しばらく休んだつて、そのまま辞めたつて構いません。社会人としての常識だとか、仕事に対する責任だとか、それは本当に大切なことですか。私は、とにかく自分の身を守ることを一番に考えてほしいと思つています。

(働き方ASUNET会員)

心に移りゆくよしなしごと【5】

2015春

健康法師

【健康法師2015】

健康法師は、ほっこりするポエムを目標に、1周年を迎えました。本誌は、文芸誌ではなく、「働き方を考える雑誌」です。

本年度の「春号」からは、この原点に戻り、健康法師もアレンジしていきます。

ほっこりするポエムとともに、働き方を考えるポエムも、交えていければと思っています。

それぞれのポエムに、底通するのは、人間賛歌。

生きていることは、奇跡なのだから。

生きていることは、素敵なことな

のだから。素晴らしいことなのだから。

生きている、ただそれだけで、とても幸せなことなのだから。

【親の愛】 Natural love descend
s but it does not ascend.

親からの労働相談を受けることがある。

当初、それもどうかと思っていた時期もあったが、現実をはるかにそれを凌駕していた。

長時間労働やパワハラで本人の心が弱ってしまったときには、むしろ、周囲の支えが絶対に必要になる。

成人して、社会人になっても、

「ブラック企業」が跋扈する昨今の状況では、心配事の種は尽きない。我が子を心配する労働相談を受けるたびに思う。

へ親は子を育ててきたというけれど勝手に赤い畑のトマトへ

俵万智さんの「サラダ記念日」に収録されている短歌である。

一読してわかるように、この短歌は、親が子の成長を祝ったものである。

「親が知らないところでも、子は成長していたのだなあ」と、感慨に浸ったものなのだ。

だが一方で、この短歌はウソなのだ。

畑のトマトは、勝手に赤く育つわけではない。丹念に手間暇と愛情をかけて、畑のトマトは育てられる。ましてや、人間をや…。

今、改めて、思う。

いつの時代でも、いくつになっても

子が親を思う心よりも、
親が子を思う心の方が、大きく、
深いのだと。

【社会によって支えられるべきもの】

マタハラという言葉が存在する。
最近、たてつづけに、妊娠・出産
に伴う退職強要の労働相談を受けた。
以前、経営者が交渉の中で発言して
いた。

「子どもさんが生まれると、いろいろ
休まれたりするものでねえ。本人
の為にも会社のためにもその方がいい
でしょう？」

労働力は商品だという新自由主義
的な考え方が跋扈して久しい。

しかしながら、その考え方自体が
「労働は、商品ではない」というILO（国際労働機関）のフィラディ
ルフィア宣言に反し、近代労働法の
価値観と真っ向から対立するもので
あるのだ。

労働が商品だとすれば、産前産後
休暇を取得したり、育児休業を取得
したり、子どもが熱を出せば会社を
休む、出産した女性は、商品として
は欠陥品なのだろう。

だがそれは、母性保護について定
める労働基準法の理念を顧みないも
のだ。社会の成り立ちを顧みないも
のだ。

母性保護をないがしろにする経営
者に言いたい。
ならば、あなたは、どうやって育
てられてきたのか、と。

トイレも一人でいけない赤ん坊の

ころ、下の世話をしてくれたのは誰
なのか？

おしめを変えてくれたのは誰なの
か？

おっぱいを飲ませてくれたのは誰な
のか？

幼稚園の送り迎えをしてくれたの
は誰なのか？

お弁当をつくってくれたのは誰な
のか？

たくさんのお金と「てま」と「ひま」と
「お金」と「愛情」をかけてくれた
のは誰なのか？

そして、それは、親の無償の愛で
はなかったのか？

そして、その「親の無償の愛」は、

社会によって支えられるものではな
いのか？

そして、あなたも、その社会の一
員ではないのか、と。

【銭湯】

戦後、日本人の家には、多くの場合、お風呂など付いていなかった。僕も、子どもの頃、当時「文化住宅」といわれた木造の借家に住んでいた。文化的とも思わないが、

当時は、「文化包丁」とか、「文化住宅」とか、「文化人」とか、なんにでも文化をつける言い方が流行っていたらしい。

今でいう「風呂なしのアパート」に住んでいたわけだ。

台所と4畳半と6畳の部屋。

風呂はなかったので、毎日のように、銭湯に通った。

風呂のある家に住む友達も誘って、子ども同士と一緒に銭湯に行ったりもした。

銭湯が、社交場でありえた、最後の時代を知る世代なのかもしれない。

2015年2月末日。家の近所の銭湯が、廃業した。

子どものころから、何度も通った

銭湯が、廃業した。

風呂上がりに飲むラムネが楽しかった銭湯だ。

瓶を割って、ビー玉を取り出しては、親に叱られたなあ。

洗面器を小脇に抱えて、夜道を歩

バーディング入門②

卯の花の匂う垣根に時鳥早も来鳴きて

森岡 孝二

いた銭湯だ。

寒い時、身体を温めてくれた銭湯だ。

銭湯の廃業に、時代の変遷を思う。

これは佐々木信綱の作詞で知られる「夏は来ぬ」です。この歌に出てくる「忍び音（しのびね）」はウグイスなどという「初音」のことです。

ホトトギスだけ「初音」を「忍び音」というのは、最初は声をひそめて鳴くからとか。大辞林（三省堂）には「忍び音は苦しき物を時鳥」（和泉式部日記）という用例が出ています。

けれど、これは多分に文学的修辞で、実際は忍ぶというより叫ぶという感じ

じです。

本歌は万葉集にある「霍公鳥（ほととぎす）来（き）鳴き響（よ）

もす 卯の花の……」と考えられています。「響もす」は辺りに響き渡る声で鳴くことです。口の中が赤く

甲高い声で鳴くことから「鳴いて血を吐く」とも言い方もあります。徳富蘆花の小説「不如帰」の悲しい恋を連想させます。

ともかくホトトギスは鳴き声に特

徴があつて、聞きなしにもいろんなバージョンがあります。「特許許可局」や「テッペンカケタカ」がよく知られています。「本尊掛けたか」というのもあるそうです。私の場合、論文が進まずに苦労しているときには「本論書けたか」と聞こえるかもしれません。最近のように東京出張が多いと、「東京今日行ったか」と聞こえてきそうです。

古来、ホトトギスは初夏の訪れを告げる鳥であることから、「初音」を誰よりも早く聞くことが歌人たちの大きな関心だったようです。百人一首に「ほととぎす鳴きつる方を眺むればただ有明の月ぞ残れる」という歌があります。ホトトギスの初音を夜通し待っていて、はっと声のする方を見たけれども飛び去って明け方の月だけが残っていた、という情景を描いたものでしょう。芭蕉が石山寺で詠んだという「曙はまだ紫にほととぎす」という句も、源氏物語や枕草子の昔を偲んで同じような

心象風景を詠んだものでしょう。なお香川県の県鳥はホトトギス。わが小豆島の里山でも5月の下旬になると鳴き始めます。それまでに今抱えている仕事が付いていければ、「ウツブンハレタカ」と聞こえるかもしれません。

(関西大学名誉教授)
(働き方ASU・NET代表理事)



(上図) 「wikipedia」



(右図) 「サントリー
日本の鳥百科」

ストップ！エグゼンション

2・25緊急集会

柏原 英人

2月25日、エル・おおさかで残業代ゼロ法案（ホワイトカラーエグゼンション）に反対する集会在開かれ、緊急の呼びかけであったにも関わらず100名を超える参加者で熱気溢れる集会となりました。

集会は、森岡孝二関西大学名誉教授の挨拶で始まり、基調講演を東海林智さん（毎日新聞社）、基調報告をスコット・ノースさん（大阪大学教授）、続いて松浦章さん（経済学博士、兵庫県立大学客員研究員）、森川泰明さん（私学高校教諭）、寺西笑子さん（全国過労死を考える家族の会代表）、川村遼平さん（NPO法人POSSE事務局長）のリレートークを岩城穰代表理事の司会で行いました。

開会の挨拶で森岡孝二関西大学教授は前回のエグゼンションはみんなの反対でストップさせた。今回もゾンビのごとくよみがえってきたこの残業代ゼロ・過労死推進法案をみんなの力でストップさせましょうと呼びかけました。

基調講演では、毎日新聞記者の東海林智さんから、最初に前回のエグゼンション反対の中で過労死家族の会が大きな役割を果たしたことが報告されました。続いて「何のためのエグゼンションか」高度プロフェッショナル性（残業代ゼロ、過労死推進）の裏、表」と題して異常な長時間労働に対する本格的規制がなく、実質労働基準法の時間規制が骨抜きになること、労働者が所得によって

分断されること、現在は所得基準が1075万円とされているが、小さく生んで大きく育てるという考えで、どんどん所得基準が引き下げられる危険が大きいことといった問題点が紹介された。最後に人間らしく働くための譲れない闘いであると結ばれました。

基調報告では、大阪大学教授のスコット・ノースさんから、アメリカにおけるホワイトカラーエグゼンション導入による影響が紹介された。アメリカの例から学ぶ点として、①残業代支払義務の例外（エグゼンション）の労働者が必ず増加し、②法令にある労働状況や職種の定義が時代に合わなくなり、③法令が想定していなかった職種が次々と現れることにより、紛争や混乱が生じることでした。結局、企業の平均利潤率だけが6%から12%に上がったという事実を報告していただきました。

リレートークでは、まず松浦章さ

んから「損害保険業界の働き方」について報告があり、損害保険産業では、「みなし労働時間制」と「名ばかり管理職」が広がり残業料の支払われない労働者が増えていること、さらにある損保企業では「私的時間」の除外ということがおこっているということを新たな問題として提起されました。私的時間とは、あらかじめ労働者が勤務時間中にタバコなどで私的に過ごす時間を申告させ、労働時間から控除する制度とすることで、初期設定が 総合職 60 分、一般職 20 分ということでした。これらの法律違反の実態が報告され、さらにこの法案が通ると今は法律違反の状態であるがそれさえもなくなる。エグゼンションは何としてもストップする必要があると結びました。

続いて森川泰明さんからは、「私学教員の過労とストレス」について報告があり、教員については残業はそもそもわずかな時間の定額支給でそれ以上は残業料の支払い対象外に

なっており、そのため長時間労働であるにもかかわらず残業料が支払われてないこと。さらに「生徒から選ばれた学校になる」ということで教員には大きなストレスがかかっており労働実態は大変深刻であることが報告されました。教員の深刻な実態からも労働時間の概念がなくなるこのエグゼンション法案はストップする必要があると結びました。

全国過労死を考える会代表の寺西笑子さんからは、過労死遺族の思いとして「家族を失った悲しみと救えなかった自責の念はいつまでたつても消えることはありません」と話をされた後、これまでの過労死防止法制定への奮闘と制定後の期待を述べられました。最後に、「このような過労死推進のエグゼンションは何としてもストップする必要があります家族の会は奮闘しています」、みんなで力をあわせてストップさせましょうと結びました。

NPO法人POSSE事務局長の

川村遼平さんからは、「POSSEの労働相談とブラック企業」について報告があり、労働相談の中で「残業料不払い」を追及して支払わせているが、この法律が通ると「残業料不払い」ということがなくなる。追及が出来なくなることなどが報告され、この法律の成立を止めなければならぬと結びました。

この集会でエグゼンションの問題点をそれぞれの立場、観点から深め、明らかにすることが出来ました。2度とこのような法案が出てこないよう、反対の闘いの輪をさらに大きく広げてエグゼンション法案をストップするために奮闘していきたいと思います。

(過労死防止大阪センター事務局長)
(働き方ASUNET副代表理事)

く大阪から過労死をなくすためにく

3・13 過労死防止大阪センター

結成総会開催

柏原 英人

2015年3月13日、エルおおさかで過労死防止大阪センター結成総会を開催しました。100名の会場に「名を超えろ」ご参加をいただき立ち見の人も多い中で熱気あふれる結成総会となりました。

なお、当日はテレビカメラも入り、NHKの20時45分のニュースで報道されました。また、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、産経新聞、赤旗新聞、民主新報、神戸新聞の記者の方々にも参加していただきました。

総会はまず松丸正弁護士（過労死防止大阪センター代表幹事）の開会のあいさつで始まり、ご来賓として高井吉昭部長（大阪労働局労働基準

部）よりご挨拶をいただきました。

第1部では粥川裕平精神科医（名古屋工業大学名誉教授）の講演と、寺西笑子さん（全国過労死を考える家族の会代表）、西野方庸さん（関西労働者安全センター事務局長）、橋本芳章さん（NPO労働と人権サ

ポート・大阪事務局長）、北口修造さん（大阪労働安全センター元事務局長）によるリレートークが岩城穰副代表幹事（過労死防止大阪センター副代表幹事）の司会で行われました。

第2部では過労死防止大阪センターの結成総会で事務局長の柏原より規約・基本方針・役員の提案を行いました。その後、友延秀雄幹事より設

立宣言提案を行い、小池江利幹事の閉会の挨拶で総会を締めくくりました。

まず開会の挨拶で松丸正代表幹事はこれまでの大阪における過労死防止の取組みと大阪センター結成の意義について述べた後「今日を出発点に過労死をなくす取組みを大きく前進させよう」と結びました。

続いてご来賓挨拶として大阪労働局の松井吉昭部長から大阪における過労死等防止対策の取組み等のご報告をいただいた後、最後に結成する過労死防止大阪センターに対する激励をいただきました。

第1部、粥川裕平精神科医、名古屋工業大学名誉教授の講演では、人はなぜ働きすぎると精神疾患になるのかについて丁寧な説明された後、精神疾患を患うと自己を肯定する感情（自己肯定感）がなくなり、死に至る（希死念慮を伴う）ということについて、スライドを多用した軽妙な語り口で医学の知識のないわたし

たちにも分かりやすく講演をしていただきました。

特に印象に残ったのは、「食う、寝る、遊ぶができない者は働くべからず」という話でした。うつ病から回復する場合、まず、食欲や性欲、睡眠欲など基本的な欲求から回復してくる。うつ病で休職する社員が遊びに行っていたなどと使用者が聞けば、ずる休みではないか、怠けているなどと思われてしまうが、正しくは回復に向かっていると評価すべきであるということでした。科学的知見に基づいた物の見方の重要性を考えさせられる話でした。

続いて、リレートークでは、司会の岩城穰副代表幹事のリードで、これまで大阪で過労死をなくす活動に携わってこられた団体を代表する方々から、これまでの活動、今後の課題、過労死等防止対策推進法への期待を語っていただきました。

寺西笑子さんは、大阪からはじまった過労死防止の取組みについて語り、

全国に先駆けた大阪の活動に期待を述べました。

西野方庸（まさのぶ）さんは、法律が設置を義務付けていない人未満の事業所にも産業医は必要という持論を展開したうえで、そういう事業所における産業医の役割について、国が予算化しているのにあまり知られていないし、ましてや利用されていないと指摘しました。法制定を踏まえ、「仏（法律）に魂をいれる作業」、「制度に魂を入れる活動」が求められていると語りました。

橋本芳章さんは、労働相談に携わってきた者としての意見とともに、行政経験を活かし、「国、府、市町村一体で啓発を」と述べられました。

北口修造さんは、これから取り組みの重要なポイントとして「産業医と医師会との意見交換」、「過労死遺族の話を聞く機会をつくっていくこと」、「労働組合が職場から過労死を出さない宣言をすること」の3点

第2部の「過労死防止大阪センター結成総会」では、事務局長の柏原より規約・基本方針・役員の提案を行

い満場の拍手で採択されました。そして「一つ一つの取組みでも救われる命は必ずある。多くの取組みを積み重ねれば多くの命を救うことが出来る」と話した後、大阪センターとして国や自治体と連携して調査・研究や啓発活動、相談活動などを進め、大阪から過労死をなくしていくと決意を表明しました。

設立総会宣言では友延秀雄幹事が



大変多くの方にご参加いただき、盛大な結成総会となりました。

設立宣言を行い、大阪から過労死をなくすための活動をスタートする旨を高らかに宣言しました。

最後に小池江利幹事が「私たち遺族は家族を失った悲しみと救えなかった自責の念はいつまでたつても消えることはありません。だからこそわたしたちと同じ思いをする人間をこれ以上つくりたくないという強い思いで過労死防止に取り組んでいる…」ことを述べた後、ぜひ多くの方に加わっていただき、過労死をなくす活動の一端を担っていただきたいと訴え結成総会を締めくくりました。

過労死防止の取組みはまだ始まったばかりですが、多くの団体や個人から参加・賛同をいただき力強いスタートを切ることが出来ました。昨年成立した過労死防止法を実のあるものにして、この大阪から日本から過労死をなくすための取組みを進めていきたいと思っています。

(過労死防止大阪センター事務局長)
(働き方ASUNET副代表理事)

労働時間研究会の紹介

高田 好章

「労働時間研究会」は、昨年(二〇一四年)の一〇月二〇日から始まりました。今、労働時間に対する法規制が緩和されようとしています。そのような中で、働く人たちの命・心身の健康と暮らしを守るために、重要な課題である労働時間を主とした研究会が働き方ASUNETに発足しました。研究会の助言者と称して指導していただくのは森岡孝二先生と松浦章さん、世話人と称して事務を担当していただくのは柏原英人さんです。

研究会はASUNET事務所会場に月一回のペースで、当初の何回かは、森岡先生の論文や松浦さんが書かれた本を取り上げて、活発な議論を行いました。そして、今年の四月一三日から、かねてからの計画

通りに、いよいよカール・マルクスの『資本論』に取り組む事となりました。この研究会では『資本論』第一巻を最初から読むのではなく、第八章「労働日」から始めました。巷で理解が難しいと言われているので、『資本論』第一巻冒頭の商品論を避けたのではなく、著者のマルクス自身が知人クーゲルマンあての手紙で、夫人へ第八章の「労働日」から読み始めることを勧めています。それに基づき、指導の森岡先生が参加されています。まず基礎経済科学研究所では四〇年以上前に、第八章「労働日」、第一章「協業」、第二章「分業とマニュアルチャ」、第三章「機械設備と大工業」という順に資本論講座を開き、多くの働く人びとが学ばれたという経験があります。

これらの章では、資本主義という生産の理論的な問題とともに、当時の働く人たちがどのような状況のもとで働き生活していたのか、という労働現場や生活環境の描写がたくさん出てきます。これは一五〇年前の状況だった、というだけでなく、今現在でも引き続き再現されている資本主義の姿なのです。また、第三章「機械設備と大工業」の終りのほうには工場法成立が書かれています。労働者自らの団結と闘いによって初めて労働者保護の法律が制定された歴史を知ることが大切な事です。これらの章を研究会では、労働時間をテーマにして無理のない速度で読み学んでいきます。

一度は『資本論』を読みたい、あるいは『資本論』の本を買ってはいけれど読む機会がなかったという方は、ぜひこの研究会にご参加ください。また、『資本論』を以前読んだことのある方もどう

ぞご参加ください。何度読んでも新たに学ぶことが多くあります。また、この研究会では、『資本論』だけでなく、参加者の研究報告、労働時間に関する様々な調査・研究を取り上げる事としています。

(働き方ASUNET理事)



活動強化基金へのご協力をお願い

ご寄付は、ASU-NETの活動を支えるために活用させていただきます。

- 郵便振替 【口座記号番号】 00970-2-202457
【加入者名】 トクヒ) ハタラキカタアスネット
- 銀行振込 【振込口座】 近畿労働金庫 梅田支店
【口座番号】 8690479
【振込先名義】 ハタラキカタアスネット

編集後記

季刊誌ASUNETの第5号をお届けします。今号の編集をしているまさにこのとき、大阪市の行方を決する住民投票が行われました。結果はみなさんがご承知のように、「大阪都構想に反対」というほうに軍配は上がりました。ただ、私は思いのほか賛成票が多かったという印象です。反対票が賛成票を約1万票の僅差で上回ったと聞いた時、驚きでした。地域ごとの票数を見ると、北区、福島区、都島区といった都心に近いところは賛成票が多かったようですが、平野区や東住吉区などではむしろ反対票が多く、特に平野区では1万票近くの差がついています。ただ、気になるのは年齢層で、私を含む30代では賛成が6割以上、逆に高齢者層では反対が6割以上という対照的な結果になっていました。高齢者層の反対票は、やはり住民サービスの低下が生活に直結するから、というのが理由なのでしょう。か。そうであるなら、なるほどという感があります。しかし、30代の賛成票の多さは何を示しているのでしょうか。大学の学生たちからは「何かが変わるべき」という言葉をよく聞きますが、その「何か」が何を意味するかは語れないという場合がほとんどです。若者の多くが何を思い賛成票を投じたのか、何を期待したのか、もう一度再点検をする必要があるのかもしれない。（文責…中野裕史）

季刊誌ASUNET No.5 2015年5月19日発行

編集・発行 NPO法人働き方ASU-NET

〒530-0047

大阪市北区西天満4-4-18 梅ヶ枝中央ビル7階

TEL : 06-6809-4926 FAX : 06-6809-4927

MAIL : info@hatarakikata.net

URL : http://hatarakikata.net/

発行責任者 森岡孝二

編集責任者 中野裕史